別表六(二十八)を別表六(三十一)とする。

別表六(二十七)の表中

供用年度のリース特別控除額（別表六(二十八)「5」の供用年度分）	を	供用年度のリース特別控除額（別表六(三十一)「5」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額（別表六(二十八)「6」の合計額
供用年度の取得に係る繰越税額控除
（別表六(二十八)「8」の供用年度

の控除実施額 ） 限度超過額 分）	を	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額（別表六(三十一)「6」の合計額） 供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(三十一)「8」の供用年度分）

に改め、同表を別表六(三十)とする。

別表六(二十六)を別表六(二十九)とする。

別表六(二十五)の表中

供用年度のリース特別控除額（別表六(二十六)「4」の供用年度分）	を	供用年度のリース特別控除額（別表六(二十九)「4」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の合計額（別表六(二十六)「5」の合計額
供用年度の取得に係る繰越税額控除
（別表六(二十六)「7」の供用年度

の控除実施額 ） 限度超過額 分）	を	供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額（別表六(二十九)「5」の合計額） 供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十九)「7」の供用年度分）

に改め、同表を別表六(二十八)とする。

別表六(二十四)を削り、別表六(二十三)を別表六(二十四)とし、同表の次に次の三表を加える。